

仕様書

1 件名

札幌市国民健康保険料のWEB試算に係る委託業務

2 履行期間

令和8年6月1日から令和11年5月31日まで

3 履行場所

札幌市保健福祉局保険医療部保険企画課保険係
(札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 4階)

4 履行内容

札幌市公式ホームページからのリンク等を通じ、一般市民がインターネット上で国民健康保険料を試算できるASPサービスを提供する。

5 業務概要

利用者（札幌市国民健康保険に加入を予定・検討している方など）が、札幌市国民健康保険料を試算するために利用できる試算サイトの構築・提供を行う。

試算については、利用者が加入者の世帯構成・年齢、世帯主・加入者の収入または所得、加入期間、各種軽減判定に必要な項目等を入力し、入力内容に応じた保険料試算結果を画面上で表示するものとする。

6 動作環境、機能要件等

(1) 動作環境等について

- ・ システム種別：Webシステム（ASPサービス）

- 対応OS：Microsoft Windows 11以降等のサポート期間中の最新OS（その他、スマートフォン等を含む一般市民が利用する可能性のあるOSについては、市担当者と協議の上で対応すること）
- 対応Webブラウザ：Google Chrome, Microsoft Edge, Safari, Firefox。
また、iOS・Android環境におけるそれぞれの最新2バージョンに対応すること。

(2) アプリケーション機能要件

- 利用者が画面上で、保険料の試算に必要な情報（世帯構成・年齢、世帯主・加入者の収入または所得、加入期間、各種軽減判定に必要な項目等）を入力できる機能を有すること。
- 給与収入、年金収入は、収入金額ベースでの入力に対応し、給与所得控除、公的年金等控除及び所得金額調整控除など所得算定に必要な控除額を適用し、給与所得・年金所得を自動計算できる機能を有すること。
- 以下（①～⑥）の国民健康保険独自の軽減措置、特例制度等の判定および計算に対応していること。
 - ① 低所得世帯に対する保険料軽減（均等割額・平等割額の7割・5割・2割減額）
 - ② 未就学児の被保険者均等割額の減額
 - ③ 出産被保険者の保険料の減額
 - ④ 特例対象被保険者等の特例
 - ⑤ 後期高齢者医療制度移行に伴う激変緩和措置（特定世帯の平等割額半額、特定継続世帯の平等割額4分の1減額）
 - ⑥ 子ども・子育て支援分保険料における18歳未満の被保険者に係る均等割額の免除（全額減額）
- 低所得世帯に対する保険料軽減（均等割額・平等割額の7割・5割・2割減

額)の判定に用いる「軽減判定用所得」の計算にあたり、国保独自の算定ルール(65歳以上の公的年金等控除後の所得からの15万円控除、特定同一世帯所属者(旧国保被保険者)の人数・所得の合算、擬制世帯主の所得の合算)に正しく対応すること。

- ・ 業務開始時点において、令和8年度から導入される子ども・子育て支援納付金賦課額(子ども支援分)の算定及び令和7年度税制改正に対応していること。
- ・ 契約期間中の制度改正や年度切替に伴う保険料率の変更、軽減措置の追加・変更等への対応を行うこと。なお、適用にあたっては事前にテスト環境を構築して検証を行った後、本番環境へのアプリケーション切り替え作業を実施すること。
- ・ 本システムによる計算結果はあくまで試算(目安)であり、実際の保険料決定額とは異なる場合がある旨、および試算結果に起因する損害等について市及び受託者は責任を負わない旨を、利用者が明確に認識できる位置に表示すること。

(3) セキュリティ・非機能要件

- ・ インターネット上に入力した情報が漏洩しないセキュアな通信仕様とすること。また、入力された情報をシステムサーバー上や利用者のPC端末等に一切保持しない仕様とすること。
- ・ JIS X 8341-3:2016の達成等級AAに準拠するなど、Webアクセシビリティに十分に配慮した設計とすること。
- ・ 24時間365日稼働できるシステムであること(予期せぬ障害、災害、サイバーテロ、および事前周知済みの制度改正に伴う切り替え作業等による停止は除く)。
- ・ 上記(1)のOSやWebブラウザのバージョンアップ状況を常に確認し、最新バージョンへの適応やセキュリティ対策を継続的に実施すること。

7 受託者の参加要件（実績・認証）

過去5年以内に、他自治体において、国民健康保険料のWEB試算に係るシステム又は保険料計算機能を有する国民健康保険システムの導入実績を有すること。

8 運用支援・報告

(1) 運用体制

- ・ システムの利用について、市担当者からの電話および電子メールによる問い合わせへの対応を含めた運用支援を実施すること。また、その体制を市へ提示し、変更があった場合には速やかに報告すること。

(2) 納品物及び業務処理検査

- ・ 納入物：月別のアクセス件数、稼働実績、およびサービス停止時間を記録した月例報告書。
- ・ 検査方法：市は、提出された上記の報告書をもって業務処理検査を実施する。

9 支払条件

- ・ 契約期間中における各年度分の契約金額を各年度末一括払いとする。
- ・ 毎年度末の履行完了後に市が実施する検査に合格した業務について、適正な請求書を受理した日から30日以内に支払う。

（ただし、最終年度である令和11年度分については、契約満了月である令和11年5月末日を履行完了日とし、一括して精算・請求を行うものとする。）

10 情報の取扱い及び留意事項

(1) 情報の保護および管理の義務

本業務の履行にあたり知り得た情報を漏洩、滅失または毀損してはならない。また、本仕様書「5(3) セキュリティ・非機能要件」および次項「(2) 個人情報取扱い」の規定を厳守し、適切な情報管理を行うこと。

(2) 個人情報の取扱い

本契約の履行に当たり、受託者は保険料試算をする者の個人情報を一切取り扱わないものとする。また、再委託等が発生する場合においても、当該再委託等の受託者が保険料試算をする者の個人情報を一切取り扱わない旨を契約に規定しなければならない。

(3) 再委託の制限

受託者は、原則として本契約に基づく業務を第三者に委託してはならない。ただし、業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的業務に限り、事前に市から書面による承認を得た場合はこの限りではない。その場合、再委託の内容、取り扱う情報、再委託先の情報および管理方法等について書面で提出すること。

11 その他

(1) システム瑕疵発覚時の対応

本システムの稼働後において、受託者の提供するプログラム等の瑕疵（計算ロジックの誤り等）に起因する試算結果の誤りやシステム障害が発覚した場合は、受託者の責任と負担において速やかに原因究明、修正及び市民への説明等の対応を行うこと。

(2) 協議事項

本仕様書に定めのない事項、または解釈に疑義が生じた事項については、市
担当者との協議の上で決定すること。

12 担当

札幌市保健福祉局保険医療部保険企画課保険係 河野

電話：011-211-2952

E-mail：kokuho@city.sapporo.jp